

事 務 連 絡
平成 29 年 8 月 17 日

各都道府県衛生主管部（局）
災害医療主管課（部）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課
救急・周産期医療等対策室長

梅雨前線に伴う大雨及び台風での被災による
医療施設等災害復旧事業の実施について

医療施設等災害復旧事業については、平成 7 年 3 月 1 日厚生省発健政第 22 号厚生事務次官通知の別紙「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」に基づき行われているところです。

下記により被災した医療施設等について、災害復旧費補助金を申請する場合には、別添様式 1「医療施設等災害復旧費協議書」及び様式 2「医療施設等災害復旧費実地調査表」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、医療施設等災害復旧費補助金の交付申請額については、当該協議書を提出後、実地による調査を行った上で決定することになりますので、協議書の提出をもって決定されるものではないことを申し添えます。

また、貴殿におかれましては、被災医療施設等の復旧が円滑に進められるよう、協議書の作成や実地調査に向けての事前準備等、被災医療施設等へのきめ細やかな対応を併せてお願いいたします。

記

- ① 6 月 30 日からの梅雨前線に伴う大雨及び平成 29 年台風第 3 号
- ② 7 月 22 日からの梅雨前線に伴う大雨
- ③ 平成 29 年台風第 5 号

【医療施設等災害復旧費補助金の申請等に当たっての留意事項】

1. 交付申請書提出までの流れについて

- (1) 当該災害復旧費補助金の申請を行う場合には、別添様式1「医療施設等災害復旧費協議書」、様式2「医療施設等災害復旧費実地調査表（総括表・個表）」を作成し、都道府県担当部局を経由して、電子メールにて以下の担当者あて、9月15日（金）までに提出をお願いします。

※ 協議書の提出が期日までに間に合わない場合は、個別にご相談ください。

- (2) 別添参考資料1「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和59年9月7日蔵計2150号）」等に基づき、実地調査を行い、交付申請額を決定します。
- (3) 実地調査の結果に基づき、交付申請書の提出となります。

2. 実地調査の事前準備について

- (1) 災害発生原因や程度等の証拠書類

暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象であることを地元地方気象台発表の観測記録、都道府県・市町村防災担当課等が作成した資料等客観的に証明できる資料をご準備ください。

- (2) 図面、被災写真

被災箇所が特定できる資料として図面をご準備ください。

また、被災箇所については、写真撮影により被災の事実が確認できるようご準備ください。

- (3) 積算根拠資料

都道府県・市町村の単価表、又は物価版（専門誌）等の建築単価が分かる資料を用意するとともに、複数社（3社以上）からの見積書をご準備ください。

※ 見積書が準備できない場合は、その理由をご提示ください。

3. 実地調査について

- (1) 復旧費の申請を行うすべての被災箇所について、被災の状況や復旧費の積算根拠等を、詳細にご説明ください。

- (2) 申請内容については、原則、申請者である病院担当者からご説明ください。

なお、工事施工内容など専門的説明が出来る者（都道府県・市町村建築担当者、工事請負業者等）の同席をお願いします。

- (3) 医療施設の医療機器及び医療関係者養成所施設の教材については、激甚

災害に指定された場合に対象となりますが、備品台帳に登載されていることが要件となりますので、当該台帳をご準備ください。

なお、被災により医療機器を更新し、機能アップ（CT16 列：3 千万円→CT64 列：5 千万円）した場合には、原形復帰部分（CT16 列：3 千万円）の金額が、補助対象となります。

※ リース機器は、対象外となります（所有権が移転している場合は、個別にご相談ください。）。

4. 早期着工について

国の実地調査後の工事着工が原則ですが、やむを得ず、国の調査を待たずに復旧事業に着手する場合、以下の点にご留意ください。

- (1) 被災事実の確認のため、被災した状況の分かる写真が、必要不可欠な資料となることから、被災範囲、数量、規格等が確認できるよう、メジャーを添える等出来るだけ明瞭に撮影してください。
- (2) 被災場所が明確に判断できるよう、写真及び図面等に番号を付すなどしてください。
- (3) 入院患者等の安全確保のため、応急措置を行った場合であっても、それを含めた復旧工事（建替等）が国庫補助対象となる場合がありますので、個別にご相談ください。

5. その他

- (1) 医療施設の他、医療関係者養成所施設等においても、本事務連絡に基づきご協議ください。
- (2) 災害復旧費として認められる内容は、原則として「原形復旧」であり、原形復旧に該当しないと判断された場合には、補助対象とならない場合がありますので、被害申請額等の算定にあたってはご注意ください。
- (3) 補助対象となる施設整備（施設と一体的な設備を含む）は、災害復旧費協議額 1 件につき 80 万円以上です。
- (4) 補助対象外経費については、別添参考資料 2 「医療施設等災害復旧費補助金について」の 2 頁目を参照し、被害申請額等を含めないよう、ご確認ください。
- (5) 入札等により協議額を訂正する場合は、事前に医政局地域医療計画課へご連絡ください。
- (6) 「医療施設等災害復旧費協議書」の提出により、直ちに国庫補助（復旧工法、被害範囲、所要額を含む。）を確約（承認）したものではないので、ご注意ください。

【照会・提出先】

厚生労働省医政局地域医療計画課
救急・周産期医療等対策室

北久保、深山

電話 03-5253-1111（内線）2558,2548

FAX 03-3503-8562

E-mail : miyama-masashi@mhlw.go.jp
kitakubo-tomoya@mhlw.go.jp